

(証券コード 9265)
平成30年8月10日

株 主 各 位

福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役社長 山 下 尚 登

第1回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年発生した平成30年7月豪雨により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第1回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年8月27日（月曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年8月28日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第1期（平成29年12月1日から平成30年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(注) 当社の第1期事業年度は平成29年12月1日から平成30年5月31日までであり、当連結会計年度は平成29年6月1日から平成30年5月31日までであります。
 2. 第1期（平成29年12月1日から平成30年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
 - 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知に記載している連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
 - ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.yhchd.co.jp/>) に掲載いたします。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

〔添付書類〕

事業報告

(平成29年12月1日から平成30年5月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) ヤマシタヘルスケアホールディングスの発足

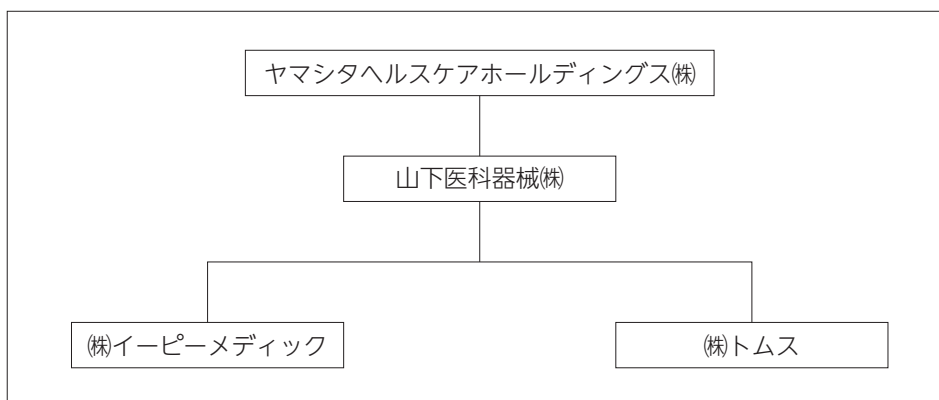
当社は、平成29年12月1日に単独株式移転により、山下医科器械株式会社の完全親会社として設立されました。従いまして、当社の第1期事業年度は平成29年12月1日から平成30年5月31日までとなりますが、当連結会計年度は山下医科器械株式会社の連結計算書類を引き継いで作成しておりますので、平成29年6月1日から平成30年5月31日までとなります。

(2) 当社グループ体制（平成30年5月31日現在）

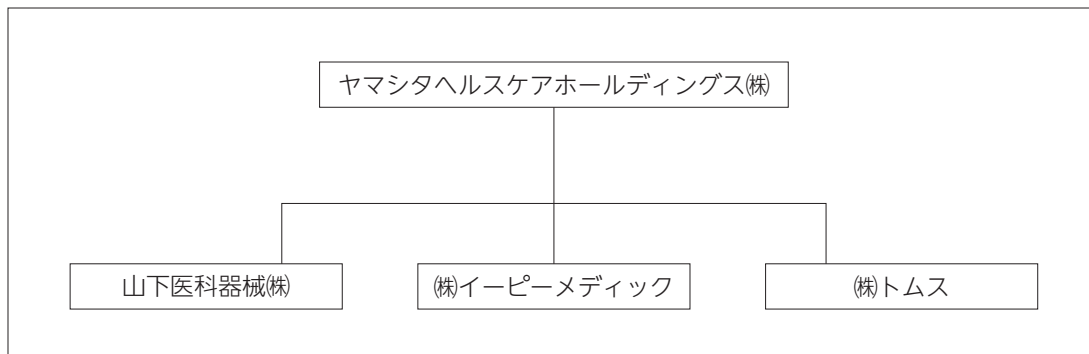
当社は、持株会社として当社グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務を行っております。

当社グループは、当社および子会社3社で構成され、主に医療機器販売業、医療機器製造・販売業、医療モール事業等を行っております。

なお、当社のグループ体制ならびにグループ会社は、以下のとおりであります。



(注) 当社は、平成30年5月18日付の取締役会決議において、当社の完全子会社である山下医科器械株式会社が保有する株式会社イーピーメディックおよび株式会社トムスの全株式を現物配当により取得することを決定し、平成30年6月1日付で実施いたしました。これにより、株式会社イーピーメディックおよび株式会社トムスは当社が直接保有する完全子会社となりました。これに伴う、平成30年6月1日以降の当社グループ体制は以下のとおりであります。



(3) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、各種政策効果などを背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善がみられ、緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動による影響、地政学的リスクの高まりなどにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

医療業界におきましては、効率的な医療・介護提供体制の構築が求められる中、平成30年度診療報酬改定が行われました。本改定では、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けた今後の医療のあり方を示すため、「地域包括ケアシステムの構築」、「質の高い医療の実現・充実」、「医療従事者の働き方改革」、「制度の安定性・持続可能性の向上」の4つを柱に据え、診療報酬本体部分を0.55%の引き上げとする一方、前回改定に引き続き、薬価は1.65%、医療材料は0.09%の引き下げとなりました。

当医療機器業界におきましては、診療報酬改定に伴う医療材料の販売価格引き下げ要求等に対応するため、更なる価格競争力の強化とコスト削減による収益力の向上が求められる状況となっております。また、技術革新が急速に進む中、業界の垣根を越えた新規参入、業界再編等の動きも活発化するなど、企業間の競争がますます激化しております。

このような状況の中、当社グループでは、充実した物流体制による迅速かつ安定的な商品供給体制を活かし、基盤事業であるS P D事業の拡大を図ってまいりました。また、整形外科用インプラントの製造販売事業については、グループ会社開発製品（アレクサネイル）の販路が順調に拡大し、当社グループの事業分野の一翼を担う存在にまで成長してまいりました。

新規事業におきましては、平成29年6月に、透析分野機器の販売を主力事業とする株式会社トムスをグループ化し、同分野におけるグループ全体の事業拡大に努めてまいりました。また、同年10月には、光通信グループとの資本業務提携により、医科向け会員ネットワーク事業である「E P A R K」事業をスタートさせ、顧客ネットワークの構築による新たな事業分野の開拓を進めております。

なお、当社グループは、平成29年12月1日付で持株会社体制へと移行し、各事業会社間の連携の更なる強化、シナジー効果の発揮による収益拡大に向け、グループ一丸となって取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度における売上高は、586億92百万円となりました。利益面につきましては、物流会社の運賃値上げ等のコスト上昇要因はあったものの、売上総利益の増加により、営業利益は3億73百万円、経常利益は4億49百万円となりました。また、特別損益において、投資有価証券評価損の計上（67百万円）、および固定資産に係る減損損失の計上（26百万円）等が発生したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は2億20百万円となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

【医療機器販売業】

売上高は583億40百万円となりました。

(一般機器分野)

大型の設備案件の減少に伴う医療機器備品の売上減少により、86億33百万円となりました。

(一般消耗品分野)

S P D契約施設の医療機器消耗品の売上増加により、213億24百万円となりました。

(低侵襲治療分野)

電子内視鏡システム等の内視鏡備品や腹腔鏡システム等のサージカル備品の売上増加により、161億46百万円となりました。

(専門分野)

人工関節や骨折治療材料等の整形消耗品および透析機器等の売上増加により、104億84百万円となりました。

(情報・サービス分野)

設備保守メンテナンスやS P D管理料の増加により、17億51百万円となりました。

【医療機器製造・販売業】

主としてグループ開発製品である整形外科用インプラントを製造・販売しており、売上高は3億95百万円となりました。

【医療モール事業】

主として賃料収入により、売上高は74百万円となりました。

(注) セグメント別の売上高には、セグメント間の内部取引高を含んでおります。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は78百万円であり、その主なものは、子会社における貸出用備品の購入費用、および業務用システム等の開発・購入費用であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、主に子会社株式の取得等を目的として、長期借入金9億円を調達いたしました。うち、当連結会計年度末における残高は3億円であります。

(6) 対処すべき課題

今後の医療業界におきましては、高齢化の進展や生活習慣病の増加等による医療費の増大、医師不足等が問題となる中、2025年に向けて各都道府県が策定した地域医療構想や平成30年度診療報酬改定に基づき、病床再編等が本格化するなど、地域包括ケアシステム構築への対応がさらに推進されることとなります。

当医療機器業界におきましては、IoTや人工知能等を利用した技術革新に伴い、健康管理・疾病予防を目的としたウェアラブルデバイス等、革新的な製品の開発が進められております。また、膨大な医療データを積極的に利活用したサービス、ソリューションへの期待が高まるなど、異業種からの新規参入、事業展開も見受けられます。一方、急性期医療を担う地域中核病院におきましては、地域包括ケアシステム構築への対応をはじめ、経営改善やコスト削減等が重要な課題となっており、各企業はそれらに資するサービスの提供力が求められております。さらに、診療報酬改定に伴い、医療材料の販売価格引き下げへの要求が高まるなど、企業間の競争はますます激化しており、今後、業界再編の流れがさらに加速していくことも予測されます。

このような経営環境の中、当社グループは、医療機器の販売およびサービスの提供を通じて「地域のヘルスケアに貢献する」ことを経営の基本方針としております。

次期におきましては、次に掲げる課題にグループ一丸となって全力で取り組み、更なる企業価値の向上を実現し、顧客はもちろんのこと株主の皆様のご期待に応えられるよう努めてまいります。

① 事業基盤の強化

高度化する顧客ニーズと厳しさを増す経営環境に対応するため、グループ企業の顧客に対する企画提案力を高めるとともに、グループ企業間の相互連携を促進し、医業経営全般に渡るコンサルティング機能をさらに充実させ、クリニックの新規開業や病院の新築移転等の支援にとどまらず、ソリューション型営業活動の実践を通じて顧客満足の向上を図つ

てまいります。

また、仕入先メーカーや協力企業各社との関係を強化し、商品・サービスの付加価値を高め、商品提案力の向上を目指し、事業基盤の強化を図ってまいります。

② 新たな成長分野の育成

今後成長が見込まれる医療IT分野においては、電子カルテ普及拡大に取り組むとともに、合併事業である医科向け会員ネットワーク事業を推進し、顧客ネットワークの構築による新たな事業分野の開拓を進めてまいります。また、本年5月、電子カルテとの連動性が高い注射薬・医療材料認識システムを開発する新興企業に資本参加したことから、今後、当該企業と連携して同システムの普及促進を図ってまいります。

整形インプラントの製造・販売事業では、新たに台湾の医療機器メーカーと協力し、手術器械の単回使用化への取り組みを開始し、事業収益の拡大を図るとともに、他の領域への事業拡大を模索してまいります。

この他、在宅医療・介護福祉分野の市場拡大への対応をはじめ、成長分野、有望市場への取り組みを強化し、事業領域の拡大を図ってまいります。

③ 物流ネットワークの有効活用

長崎物流センターがフル稼働体制となったことから、充実した物流ネットワークによる高精度で効率的な物流体制を活かし、納期短縮による顧客利便性向上、物流コスト削減、災害発生時等の非常時における商品の安定供給体制の確保に取り組んでまいります。

④ 経営の効率化とガバナンスの強化

当社グループは、平成29年12月に持株会社体制に移行し、本年6月からは子会社3社が持株会社の直接の子会社として並列する新体制へと移行いたしました。今後は、持株会社がグループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を担います。これにより、グループ全体としての経営効率を高めるとともに、ガバナンスの強化を図ってまいります。

⑤ 健康経営の推進

当社グループは、従業員が健康的に働くことができる職場環境の整備に努めており、時間外労働の削減や有給休暇の取得促進、全従業員の健康診断受診やストレスチェックの実施とそれらの結果を踏まえた産業医との個別面談・指導等を行っております。今後は「健康づくり優良事業所」への認定に向け、喫煙者率の引下げ及び受動喫煙防止対策、運動不足解消への取り組みを実施してまいります。また交通安全取組企業として、交通安全宣言を制定し、グループ全体で交通安全に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(7) 財産および損益の状況の推移

区 分	第1期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	58,692
経常利益 (百万円)	449
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	220
1株当たり当期純利益 (円)	87.04
総 資 産 (百万円)	20,813
純 資 産 (百万円)	6,273

- (注) 1. 当社は、当連結会計年度において株式移転により設立されたため、前連結会計年度以前の財産および損益の状況については記載していません。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(8) 重要な親会社および子会社の状況 (平成30年5月31日現在)

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
山下医科器械株式会社	494,025千円	100%	医療機器の販売
株式会社イーピーメディック	35,000千円	(100)%	医療機器の輸入、製造、販売
株式会社トムス	10,000千円	(100)%	医療機器の販売

- (注) 1. 「当社の出資比率」欄の () 内につきましては、間接所有割合を記載しております。
2. 株式会社イーピーメディックおよび株式会社トムスについては、当社の完全子会社である山下医科器械株式会社を通じての間接所有によるものであります。

3. 当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	山下医科器械株式会社
特定完全子会社の住所	長崎県佐世保市湊町3番13号
当社および当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	5,663百万円
当社の総資産額	5,853百万円

4. 当社は、平成30年5月18日付の取締役会決議において、当社の完全子会社である山下医科器械株式会社が保有する株式会社イーピーメディックおよび株式会社トムスの全株式を現物配当により取得することを決定し、平成30年6月1日付で実施いたしました。これにより、当事業年度終了後、株式会社イーピーメディックおよび株式会社トムスは当社が直接保有する完全子会社となりました。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、主に、医療機器メーカーより仕入れた医療機器を、病院をはじめとする医療機関等に販売しており、診療分野、販売活動の形態、取扱商品の特徴に応じて、次の部門および分野構成で事業を行っております。

事業部門	事業分野	取扱商品および事業内容
医療機器販売業	一般機器分野	手術室関連機器、外来診察機器、病棟関連機器およびリハビリ関連機器の販売
	一般消耗品分野	医療用消耗品、臨床検査試薬等の販売およびS P Dの請負
	低侵襲治療分野	医用内視鏡およびI V E、サージカル、I V R、循環器関連処置具の販売
	専門分野	整形外科関連製品、理化学機器、眼科機器、皮膚・形成関連機器、透析関連機器の販売
	情報・サービス分野	医療事務用コンピュータ、電子カルテ、ITシステム等の販売、医療ガス配管工事請負、メンテナンスサービス、医療廃棄物収集運搬請負および新規開業支援
医療機器製造・販売業		整形インプラントやプライベートブランドの製造・販売
医療モール事業		医療モールの運営、管理

(10) 主要な事業所

- ① 当社の主要な事業所
本社（福岡県福岡市）

- ② 子会社の主要な事業所
【山下医科器械株式会社】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	佐世保本社（長崎県佐世保市）
支社・営業所	福岡支社（福岡県福岡市） 筑後支社（福岡県久留米市） 長崎支社（長崎県長崎市） 熊本支社（熊本県熊本市） 宮崎営業所（宮崎県宮崎市）	北九州支社（福岡県北九州市） 佐賀支社（佐賀県佐賀市） 佐世保支社（長崎県佐世保市） 大分支社（大分県大分市） 鹿児島支社（鹿児島県鹿児島市）
物流拠点	鳥栖物流センター（佐賀県鳥栖市） 鳥栖S P Dセンター（佐賀県鳥栖市）	長崎物流センター（長崎県諫早市） 福岡S P Dセンター（福岡県福岡市）
医療モール	東手城ヘルスケアモール（広島県福山市）	

【株式会社イーピーメディアック】

本社（福岡県筑紫野市）

（注） 株式会社イーピーメディアックは当事業年度終了後、平成30年8月1日付にて、本社を福岡県福岡市に移転予定であります。

【株式会社トムス】

本社	福岡本社（福岡県福岡市）	
営業所	福岡営業所（福岡県福岡市） 中国営業所（広島県広島市）	熊本営業所（熊本県熊本市） 鹿児島営業所（鹿児島県鹿児島市）

(11) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
556名	29名増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、パートタイマー274名を含んでおりません。
 2. 当社は、当連結会計年度において株式移転により設立されたため、参考として、山下医科器械株式会社の第69期連結会計年度における数値との比較を前期末比として記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	－	44.7歳	13.0年

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（出向者）であります。
 2. 当社は、当連結会計年度において株式移転により設立されたため、前期末との比較は記載しておりません。
 3. 平均勤続年数の算定にあたっては、山下医科器械株式会社における勤続年数を通算しております。

(12) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高
株式会社親和銀行	200百万円
株式会社三菱UFJ銀行	100百万円

(13) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,553,000株 (自己株式50株を含む)
- (3) 当期末株主数 3,303名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
山 下 尚 登	348,400	13.65
株 式 会 社 ミ ッ ク	272,952	10.69
山 下 耕 一	174,900	6.85
山 下 弘 高	130,000	5.09
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	93,232	3.65
オ リ ン パ ス 株 式 会 社	60,000	2.35
株 式 会 社 親 和 銀 行	48,000	1.88
株 式 会 社 光 通 信	47,533	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	44,600	1.75
山 下 浩	43,000	1.68

(注) 当社は、自己株式50株を保有しておりますが、持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年5月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山下 尚 登	山下医科器械株式会社 代表取締役社長
取 締 役	北 野 幸 文	山下医科器械株式会社 取締役執行役員営業本部長
取 締 役	伊 藤 秀 憲	山下医科器械株式会社 取締役執行役員管理本部長
取 締 役	嘉 村 厚	山下医科器械株式会社 取締役執行役員ソリューション事業推進部長
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 尾 正 剛	山下医科器械株式会社 監査役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	古 閑 慎一郎	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 下 俊 夫	弁護士（山下・川添総合法律事務所代表） イサハヤ電子株式会社 社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役松尾正剛氏は、長年の金融機関の経営を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識から、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、松尾正剛氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役松尾正剛、古閑慎一郎および山下俊夫の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員を除く）	2名	22,080千円
取締役（監査等委員）	3名	9,540千円
合 計 （うち社外役員）	5名 (3名)	31,620千円 (9,540千円)

- (注) 1. 当社の設立日である平成29年12月1日から平成30年5月31日までの支給実績であります。
2. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、定款附則第2条第1項において100,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と定めております。
3. 上記の他、取締役（監査等委員を除く）が子会社から受けた報酬につきましては、3,000千円（2名）であります。
4. 当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの期間の監査等委員である取締役の報酬限度額は、定款附則第2条第2項において50,000千円以内と定めております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	弁護士(山下・川添総合法律事務所代表) イサハヤ電子株式会社 社外監査役

(注) 当社グループと各兼職先との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	松尾 正剛	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、また、監査等委員会6回の全てに出席しているほか、その他の重要な会議に出席して取締役の職務執行をモニタリングし、必要に応じ、当社の財務および会計ならびに内部統制システム、リスク管理体制の構築・維持について意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	古閑 慎一郎	当事業年度において開催された取締役会11回の全てに、また、監査等委員会6回の全てに出席し、必要に応じ、経営コンサルタントの経歴を通じて培われた企業経営に関わる専門的見地から、助言、提言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	山下 俊夫	当事業年度において開催された取締役会11回のうち10回に、また、監査等委員会6回のうち5回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の構築・維持について意見を述べております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,520千円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,520千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、上記の報酬等の額は合理的なものであると判断し、同意いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制として当社が取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

- ① 当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
 - イ. 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
 - ウ. 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
 - エ. 監査室は、全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
 - オ. 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
 - カ. リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
 - キ. 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ア. 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - イ. 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

- ③ 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. 「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
 - イ. 当社グループのリスク管理を担う機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。
- ④ 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ア. 取締役会で選任された取締役および当社子会社の取締役を構成員としてグループ経営会議を構成し、代表取締役社長の監督の下、「組織規程」に定められた職務権限の範囲で業務執行を迅速に進める。
 - イ. 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
 - ウ. 「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対して、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。
- ⑤ 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ア. 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
 - イ. 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ア. 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
 - イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。
- ⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
 - イ. 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
 - ウ. 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
 - エ. 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
 - イ. 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べるができる。
 - イ. 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
 - ウ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
 - エ. 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① グループ管理体制

持株会社として、当社グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配分および子会社の業務執行に関する監督機能を発揮することにより、当社グループ各社の採算性と事業責任の明確化に努めました。

② コンプライアンス

当社グループの全役職員を対象とした研修を適宜実施するほか、経営トップからコンプライアンスの重要性や企業倫理の確立に向けたメッセージを繰り返し発信するなど、コンプライアンス意識の向上に取り組みました。

また内部通報・相談窓口については、継続的に従業員への周知を行い、適切な運用に努めました。

- ③ リスク管理体制
リスク管理委員会を開催し、各種リスクに関する対応策について検討の上、取締役会に報告し協議を行うなど、リスク管理の強化に取り組みました。
中核子会社である山下医科器械株式会社におきましては、各物流センターの連携を図ることで、災害発生時における安定的な商品供給体制の確保に努めました。
- ④ 取締役の職務執行状況
取締役会を11回開催し、経営に関する重要事項の決定、各業務執行取締役の業務執行状況の監督を行いました。取締役会では、審議時間を十分確保することで、充実した議論が行われております。
- ⑤ 監査等委員会の職務執行状況
監査等委員会を6回開催し、取締役会等における重要案件の問題点や意思決定プロセスの妥当性等について協議し、取締役会にて意見を述べるなど、監督機能強化、議論の実効性向上を図りました。また、毎月、監査室から監査結果報告を受け、必要に応じて指示をするなど、監査の実効性向上に努めました。
- ⑥ 内部監査・子会社管理
「内部監査規程」に基づき、当社グループの内部監査を実施いたしました。
また「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要事項について情報交換、協議するなど、子会社管理・支援の強化に取り組みました。
- ⑦ 財務報告に係る内部統制
財務報告に係る内部統制につきましては、当社グループの事業環境に関わる様々なリスクの評価を行い、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう、統制環境の整備、統制活動の推進およびモニタリング等を実施いたしました。

(注) ④⑤記載の開催回数は、当事業年度（平成29年12月1日から平成30年5月31日まで）の実績であります。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告に記載している金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	15,513,832	流動負債	13,767,245
現金及び預金	2,753,423	支払手形及び買掛金	8,533,837
受取手形及び売掛金	10,036,841	電子記録債務	3,999,431
有価証券	132,860	未払法人税等	174,698
商品	2,284,475	賞与引当金	329,936
貯蔵品	20,412	1年内返済予定の長期借入金	150,000
繰延税金資産	194,907	その他	579,341
その他	109,025		
貸倒引当金	△18,114	固定負債	773,645
		長期借入金	150,000
		退職給付に係る負債	401,979
		その他	221,666
		負債合計	14,540,891
固定資産	5,300,125	(純資産の部)	
有形固定資産	3,781,698	株主資本	5,980,542
建物及び構築物	2,029,144	資本金	494,025
土地	1,660,356	資本剰余金	627,796
建設仮勘定	8,493	利益剰余金	4,858,809
その他	83,703	自己株式	△88
無形固定資産	426,472	その他の包括利益累計額	292,523
のれん	363,368	その他有価証券評価差額金	364,703
その他	63,103	退職給付に係る調整累計額	△72,179
投資その他の資産	1,091,955		
投資有価証券	709,008		
関係会社株	25,092		
その他	372,659		
貸倒引当金	△14,805		
		純資産合計	6,273,066
資産合計	20,813,957	負債及び純資産合計	20,813,957

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上		58,692,788
売上原価		52,380,446
販売費及び一般管理費		6,312,341
営業外収益		5,939,051
受取利息	7,923	
受仕配当金	8,085	
持分法による投資利益	30,775	
受取手の他	8,092	
営業外費用	19,851	
創支立	21,755	
手形払	3,895	
その	6,821	
常	3,043	
利	6,498	
特別		96,483
有価証券売却益		
有価証券売却損	15,441	15,441
有価証券売却損	1,400	
減価償却	1,835	
固定資産除却	26,515	
投資有価証券の評価損	578	
その他	67,627	
税金等調整前当期純利益	157	98,113
法人税、住民税及び事業税	182,279	366,841
法人税等還付税額	△2,700	
法人税等調整額	△33,809	145,770
当期純利益		221,071
非支配株主に帰属する当期純利益		462
親会社株主に帰属する当期純利益		220,608

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年6月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	494,025	627,605	4,666,153	△84,370	5,703,413
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△25,054	—	△25,054
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	220,608	—	220,608
自己株式の取得	—	2	—	△88	△86
自己株式の処分	—	—	△2,898	84,370	81,471
連結子会社株式の 取得による持分の増減	—	189	—	—	189
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	191	192,655	84,281	277,128
当期末残高	494,025	627,796	4,858,809	△88	5,980,542

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	289,052	△144,646	144,406	3,090	5,850,910
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△25,054
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	—	—	220,608
自己株式の取得	—	—	—	—	△86
自己株式の処分	—	—	—	—	81,471
連結子会社株式の 取得による持分の増減	—	—	—	—	189
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	75,650	72,466	148,117	△3,090	145,026
当期変動額合計	75,650	72,466	148,117	△3,090	422,155
当期末残高	364,703	△72,179	292,523	—	6,273,066

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成30年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	164,252	流動負債	88,993
現金及び預金	111,326	未払金	68,510
未収入金	35,353	未払法人税等	4,991
繰延税金資産	5,818	預り金	1,279
その他の	11,754	賞与引当金	14,211
		負債合計	88,993
固定資産	5,689,337	(純資産の部)	
投資その他の資産	5,689,337	株主資本	5,764,596
投資有価証券	25,500	資本金	494,025
関係会社株式	5,663,837	資本剰余金	5,169,812
		資本準備金	5,169,812
		利益剰余金	100,839
		その他利益剰余金	100,839
		繰越利益剰余金	100,839
		自己株式	△80
		純資産合計	5,764,596
資産合計	5,853,590	負債及び純資産合計	5,853,590

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成29年12月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益	192,000	
経営管理料収入	88,078	280,078
受取配当金収入		168,125
一般管理費		111,953
一 営業利益		111,953
営業外収益		
受取利息	0	
雑収入	0	0
営業外費用		
創立費	3,895	
支払利息	13	3,909
経常利益		108,043
税引前当期純利益		108,043
法人税、住民税及び事業税	13,023	
法人税等調整額	△5,818	7,204
当期純利益		100,839

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年12月1日から平成30年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額								
株式移転による増加	494,025	5,169,812	5,169,812	—	—	—	5,663,837	5,663,837
当期純利益	—	—	—	100,839	100,839	—	100,839	100,839
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△80	△80	△80
当期変動額合計	494,025	5,169,812	5,169,812	100,839	100,839	△80	5,764,596	5,764,596
当期末残高	494,025	5,169,812	5,169,812	100,839	100,839	△80	5,764,596	5,764,596

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増田 靖 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三浦 勝 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の平成29年6月1日から平成30年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年7月20日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 増 田 靖 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 勝 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社の平成29年12月1日から平成30年5月31日までの第1期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年12月1日から平成30年5月31日までの第1期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年7月26日

ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 松尾正剛 ㊟

監査等委員 古閑慎一郎 ㊟

監査等委員 山下俊夫 ㊟

(注) 監査等委員松尾正剛、古閑慎一郎及び山下俊夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、剰余金の処分につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を実施することを基本方針とし、連結配当性向30%を基準に、業績等を勘案して利益還元を行っております。

期末配当に関する事項

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、1株につき26円とさせていただきますと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金26円
総額66,376,700円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年8月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者について、当事業年度における業務執行状況および業績等を評価した上で、取締役候補者として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま した なお と 山下尚登 (昭和30年1月24日)	昭和52年4月 アロカ株式会社入社 昭和53年7月 山下医科器械株式会社入社 昭和57年5月 同社福岡営業所長 昭和63年3月 同社取締役 平成2年10月 同社常務取締役 平成6年10月 同社代表取締役専務 平成9年6月 同社代表取締役社長 平成18年7月 同社代表取締役会長 平成20年7月 同社代表取締役社長 平成21年6月 同社代表取締役社長 兼 営業統括本部長 平成23年6月 同社代表取締役社長（現任） 平成29年12月 当社代表取締役社長（現任）	348,400株
	<p>【選任の理由】</p> <p>これまで、長年において代表取締役社長として当社グループを牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と経験、経営全般における豊富な見識を有することから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	きた の ゆき ふみ 北野幸文 (昭和40年11月28日)	昭和63年 4月 山下医科器械株式会社入社 平成14年 5月 同社福岡支社長 平成16年 5月 同社営業本部営業企画部長 平成19年 5月 同社経営企画室長 平成19年 8月 同社取締役経営企画室長 平成21年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 長崎・福岡エリア本部長 平成23年 6月 同社取締役営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 平成23年 8月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 SPDセンター長 平成24年 6月 同社執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 平成27年 8月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 平成27年 9月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 兼 情報流通推進部長 兼 営業管理部長 平成28年 6月 同社取締役執行役員営業本部副本部長 平成28年 8月 同社取締役執行役員営業本部長 (現任) 平成29年12月 当社取締役 (現任)	3,600株
【選任の理由】 これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	<p style="text-align: center;">い とう ひで のり 伊 藤 秀 憲 (昭和31年8月2日)</p>	<p>昭和54年4月 株式会社親和銀行入行 平成9年6月 同行日野支店長 平成17年2月 同行東京支店長 兼 東京事務所長 平成19年3月 同行営業統括部長 平成19年10月 同行執行役員福岡営業部長 平成20年3月 同行退職 平成20年4月 山下医科器械株式会社入社、管理部長 平成20年8月 同社取締役管理部長 平成23年6月 同社取締役管理本部長 平成23年8月 同社取締役執行役員管理本部長（現任） 平成29年12月 当社取締役（現任）</p>	3,300株
<p>【選任の理由】 経営管理に関する豊富な経験と高い見識を有していること、また、これまで取締役として、当社グループの経営管理機能向上に貢献してきた実績を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	<p style="text-align: center;">かむら あつし 嘉村 厚 (昭和36年7月25日)</p>	<p>昭和60年 8月 山下医科器械株式会社入社 平成13年 5月 同社鳥栖営業所長 平成16年 5月 同社営業本部長 平成16年 8月 同社取締役営業本部長 平成18年 7月 同社常務取締役営業本部長 平成19年 5月 同社常務取締役新規事業本部長 平成19年 8月 同社取締役新規事業本部長 平成21年 6月 同社取締役営業統括本部副本部長 兼 中部・南九州エリア本部長 平成23年 6月 同社取締役事業開発部長 平成23年 8月 同社執行役員事業開発部長 平成26年 6月 同社執行役員ソリューション事業推進部長 平成28年 8月 同社取締役執行役員ソリューション事業推 進部長 (現任) 平成29年12月 当社取締役 (現任)</p>	5,600株
<p>【選任の理由】 これまで、取締役として、当社グループの営業部門を牽引し、事業拡大に貢献してきた実績と豊富な経験、業界に関する高い知見を有していることから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額設定の件

当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬の額につきましては、当社定款附則第2条第1項において100,000千円以内（うち社外取締役分は20,000千円以内）と定められておりますが、当該規定の効力は本総会終結の時をもって失効することとされているため、あらためて報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

本総会終結後の取締役の報酬額につきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額100,000千円以内（うち社外取締役分は年額20,000千円以内）と定めること、ならびに各取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の取締役は4名ですが、第2号議案を原案どおり承認いただきましても員数に変更はございません。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの当社の監査等委員である取締役の報酬の額につきましては、当社定款附則第2条第2項において50,000千円以内と定められておりますが、当該規定の効力は本総会終結の時をもって失効することとされているため、あらためて報酬額の設定についてご承認をお願いするものであります。

本総会終結後の監査等委員である取締役の報酬額につきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額50,000千円以内と定めること、ならびに各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきたいと存じます。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名であります。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本總會終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、監査等委員会が有限責任監査法人トーマツを会計監査人の候補とした理由は、現会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での幅広い情報提供が期待できることに加え、独立性および専門性、ならびに監査活動の適切性、妥当性および効率性を総合的に勘案し、当社の会計監査が適正に行われる体制を備えているものと判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	有限責任監査法人トーマツ	
事務所の所在場所	主たる事務所：東京都港区港南二丁目15番3号 品川インターシティ	
沿革	昭和43年 5月 等松・青木監査法人設立 昭和50年 5月 トウシュ ロス インターナショナル (TRI) (現デロイト トウシュ トーマツリミテッド (DTTL))へ加盟 平成 2年 2月 監査法人トーマツに名称変更 平成21年 7月 有限責任監査法人へ移行し、有限責任監査法人トーマツ (英文明称：Deloitte Touche Tohmatsu LLC) に名称変更	
概要	監査関与会社：3,399社 (平成29年5月末日現在) 資本金 : 968百万円 (平成30年2月末日現在) 人員数 : 6,682名 (平成30年2月末日現在) 社員 (公認会計士) 530名 特定社員 51名 職員 公認会計士 2,829名 公認会計士試験合格者 (会計士補含む) 1,188名 その他専門職 1,791名 事務職 293名	

(注) 会計監査人候補者のグループ会社は、過去2年間に、当社の子会社である山下医科器械株式会社からアドバイザー業務等に対する報酬を受けており、今後も当社や当社子会社から報酬を受ける可能性があります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 3階 芙蓉の間
TEL 092-714-1111

交通

- 地下鉄七隈線 渡辺通駅より徒歩1分（2番出口）
- 地下鉄空港線 天神駅より徒歩15分
- 西鉄天神大牟田線 薬院駅より徒歩5分
- 西鉄バス 渡辺通一丁目停留所または柳橋停留所より徒歩1分

※受付開始は、午前9時を予定しております。

※駐車場はご用意しておりません。公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。